

工保第 23 号
平成26年10月24日

一般社団法人神奈川県火薬類保安協会会長 様

神奈川県安全防災局安全防災部工業保安課長



散弾銃銃弾等の不適正な販売の防止について（周知依頼）

本県の火薬類の保安の確保につきましては、日ごろからご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年7月、大阪府寝屋川市で散弾銃を不法に所持したとして逮捕された者に対し、京都府及び大阪府内の消防組合が、許可権限がないにもかかわらず、散弾銃銃弾の譲受許可証を誤って交付し、この者が許可証を返還する前にカラーコピーしたものを使用して本県及び北海道の銃砲店から散弾銃銃弾を譲り受けていたとの報道がありました。

火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「法」という。）第50条の2の規定するところにより、「けん銃等又は獵銃にもっぱら使用される実包」に関しては、「都道府県公安委員会」の権限とされていますので、当課におきましては、このような誤った対応をすることのないよう、厳正に許認可行政を行うよう努めてまいりたいと考えております。

販売業者においては、同法第17条第5項に基づき、「銃弾を購入しようとする者が譲受許可証を提示した場合でなければ、譲り渡してはならない。」また、同法第41条第1項及び同法施行規則（昭和25年10月31日通商産業省令第88号）第33条第1項に基づき、「火薬類を販売した場合は、種類・数量、日付、相手方の住所・氏名等を帳簿に記載する。」ことが義務付けられております。

については、貴協会におかれましては、県内銃砲店等において法令を遵守し、適正な業務運営を図られるよう、関係する貴会員に周知して下さるようお願いいたします。



問い合わせ先
火薬電気グループ 長谷川
電話 045-210-3475（直通）

【関係法令】

火薬類取締法（昭和二十五年五月四日法律第四百十九号）

（譲渡又は譲受の許可）

第十七条 火薬類を譲り渡し、又は譲り受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一～六 （略）

2～4 （略）

5 製造業者又は販売業者は、譲受人が第一項各号の一に該当することを確認した場合又は譲受人が前項の譲受許可証を呈示した場合でなければ、火薬類を譲り渡してはならない。

6～9 （略）

（帳簿）

第四十一条 製造業者、販売業者、火薬庫の所有者又は占有者及び第三十条第二項の消費者は、帳簿を備え、火薬類の製造、販売、出納又は消費について経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、経済産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

（猟銃用火薬類等の特則）

第五十条の二 実包又は政令で定める火薬であつて、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十二年法律第六号）に規定するけん銃等又は猟銃にもつぱら使用されるものに関しては、第十七条（第一項第四号を除く。）、第二十四条及び第二十五条中「経済産業省令」とあるのは、「内閣府令」と、「都道府県知事」とあるのは、「都道府県公安委員会」と読み替えるものとする。けん銃等、猟銃又は古式銃砲に使用し又は使用させることを目的とする空包、銃用雷管又は政令で定める火薬の譲渡、譲受け、輸入又は消費についても、同様とする。

2 前項の規定は、製造業者若しくは販売業者が業務のため行ない、又は銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第二号の規定による銃砲の所持の許可を受けた者が許可に係る用途に関して行なう譲渡、譲受け、輸入又は消費については、適用しない。

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年十月三十一日通商産業省令第八十八号）

（帳簿）

第三十三条 法第四十一条第一項の規定による火薬庫の所有者又は占有者が帳簿に記載すべき事項は、火薬庫ごとの出納した火薬類の種類及び数量並びに出納の年月日並びに相手方の住所及び氏名とする。

2 法第四十一条第二項の規定による前項の帳簿の保存期間は、記載の日から二年とする。